

第六十四回帝國議會 衆議院 請願委員會會議錄(速記) 第三回

會議

昭和八年二月三日(金曜日)午前十一時開議
出席委員左ノ次シ

委員長 山下 谷次君

理事岡田伊太郎君 理事渡邊幸太郎君

理事手代木隆吉君 理事高橋壽太郎君

天辰 正守君 川手 甫雄君

中川 觀秀君 青田 勝晴君

山杵 儀重君 內藤 正剛君

清家吉次郎君 松尾 孝之君

岩瀬 亮君 島田七郎右衛門君

清 寛君 立川 平君

金城 紀光君 佐藤 理吉君

本田彌市郎君 荒川 五郎君

横川 重次君 堀江正三郎君

有馬 淺雄君 楠 基道君

坪山 德彌君 中村不二男君

朴 春 琴君

同月二日委員後藤亮一君辭任ニ付其ノ補闕
トシテ同月三日高橋壽太郎君當選セリ

同月二日理事後藤亮一君委員辭任ニ付其ノ
補闕トシテ同月三日高橋壽太郎君理事ニ當

選セリ

同月二日第四分科所屬員後藤亮一君辭任ニ

付其ノ補闕トシテ同月三日高橋壽太郎君當
選シ同分科所屬ト爲リタリ
出席政府委員左ノ如シ

內務參與官 勝田 永吉君

農林參與官 松村 謙三君

農林省農務局長 長瀬 貞一君

鐵道省運輸局長 日淺 寛君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如
シ

議員坂東幸太郎君 同 池田 敬八君

本日ノ會議ニ上リタル請願左ノ如シ

第一分科(內閣、大藏省所管及他ノ分科ニ屬
セサル事項)ニ屬スルモノ

一 金鵄勳章年金令改正並殊勳者優遇ニ

關スル件(第一號乃至第三號、第三五號

乃至第三八號、第一六〇號乃至第一六

七號)

二 恩給法第八十五條第一項改正ノ件

(第七一號、第一四九號)

三 屯田兵恩給受領者ニ對シ恩給法改正

實施ニ至ル迄ノ恩給支給ノ件(第八號、

第六四號、第六五號、第一五四號乃至第

一五六號、第二一一號)

四 戰公傷病死者並傷痍軍人遺族扶助料

ニ關スル件(第一四號乃至第一九號、第
三九號、第四〇號、第八四號乃至第八六
號、第一五〇號乃至第一五三號、第一五

九號、第二三四號)

五 一時賜金癈兵ニ關シ恩給法一部改正

其ノ他ノ件(第一四六號、第一四七號)

六 一時賜金癈兵並無償癈兵ニ關シ恩給

法一部改正ノ件(第二二四號、第二三〇

號、第二六六號、第二六七號)

七 一時賜金癈兵ニ關シ恩給法一部改正

ノ件(第二六八號)

八 地久節ヲ奉祝日ト爲スノ件(第一八

八號)

九 國旗記念日ニ關スル件(第一二七號)

一〇 屯田兵ノ恩給ニ關スル件(第一〇

〇號)

一一 萬世一系ノ皇統御太元並肇國ノ紀

元ニ關スル件(第二二五號)

一二 請願審査ノ爲常置委員設置ノ件

(第二二四號)

第二分科(外務省、內務省、農林省及商工省

所管)ニ屬スルモノ

一 志賀宮御造營ニ關スル件(第八一號)

二 官幣大社霧島神宮御禮遇ニ關スル件

(第八七號)
三 新田神社昇格並復稱ニ關スル件(第
二二八號)

四 二十五歲未満飲酒禁止法制定反對ノ

件(第二六號、第二七號、第三三號、第四

一號乃至第五二號、第五三號乃至第六

〇號、第八八號、第一〇一號乃至第一

〇五號、第一三二號乃至第一四〇號、

第一四八號、第一六八號乃至第一七〇

號、第一九一號乃至第二〇三號、第二

一六號乃至第二二三號、第二二三號、

第二三三號、第二五六號乃至第二六五

號、第二七三號乃至第二八五號、第二

九三號、第二九四號)

五 穀類搗精取締法制定ノ件(第七號)

六 省令ニ依ル理髮營業取締規則發布促

進ノ件(第九九號、第一〇七號乃至第

一一九號、第二一二號)

七 御尊影取扱取締法制定ノ件(第一八

九號)

八 加古川治水工事續行ノ件(第五號、

第八二號)

九 肝屬川改修ノ件(第二〇號)

一〇 新宮川治水並十津川砂防工事急施

ノ件(第二二五號)

一 一 單冠灣内ニ漁港修築ノ件(第六號)

二 二 猿拂村ニ船入澗築設ニ關スル件

(第六六號)

三 三 多度津港灣改修ノ件(第一九〇號)

四 四 大根島渡村間通水路浚渫ニ關スル

件(第七七號)

五 五 產師法制定ノ件(第二一〇號)

六 六 助産師法制定ノ件(第二二三號)

七 七 大山國立公園區域擴張ニ關スル件

(第二八六號)

八 八 柔道整復術取締法規改正ノ件(第

二三五號乃至第二五一號)

九 九 土地區劃整理ニ伴フ清算金ニ關ス

ル件(第一一號)

二〇 就職少年保護法制定ニ關スル件

(第二八號、第一七一號乃至第一七三

號、第二五二號乃至第二五五號)

二一 糖業改良獎勵金増額ノ件(第七九

號、第一三二號)

二二 知覽町松ヶ浦ニ船溜修築ノ件(第

二〇六號)

二三 口ノ永良部島ニ避難港設置ノ件

(第二〇八號)

二四 府縣社以下ノ神社ニ對シ國庫ヨリ

幣帛料供進ノ件(第一五八號)

二五 千葉縣ニ於ケル庭吠ノ強制検査制

度廢止ニ關スル件(第二二九號)

第三分科(陸軍省、海軍省、逓信省及拓務省

所管)ニ屬スルモノ

一 一 軍馬愛護ニ關スル件(第二二號)

二 二 大山村字田中ニ三等郵便局設置ノ件

(第九號)

三 三 上沼村字長根ニ三等郵便局設置ノ件

(第三二號)

四 四 佐志村ニ郵便局設置ノ件(第一二四

號)

五 五 西栗栖村ニ無集配郵便局設置ノ件

(第二三一號)

六 六 長岡郵便局ニ集配事務開始ノ件(第

七〇號)

七 七 三財郵便局ニ集配事務開始ノ件(第

九四號)

八 八 御祖郵便局ニ集配事務開始ノ件(第

二二四號)

九 九 橋浦郵便取扱所昇格ノ件(第三〇

號)

一〇 富田郵便取扱所昇格ノ件(第九二

號)

一一 服間郵便取扱所昇格ノ件(第一二

一號)

一二 海潟郵便取扱所昇格並電信電話事

務開始ノ件(第一四一號)

一三 江波郵便局ニ集配並電信電話事務

開始ノ件(第七二號)

一四 御園郵便局ニ電信事務開始ノ件

(第九一號)

一五 笠砂村字野間池ニ公衆電話設置ノ

件(第二〇七號)

一六 口ノ永良部島ニ無線電信裝置ノ件

(第二一〇號)

一七 飯島航路國庫補助ニ關スル件(第

一二五號)

一八 門倉崎ニ國立燈臺設置ノ件(第九

〇號)

一九 口ノ永良部島ニ燈臺設置ノ件(第

二〇九號)

二〇 舊韓國將校並相當官及准士官ニ扶

助金下賜ノ件(第九七號)

二一 朝鮮ニ於ケル産業組合法ノ改正並

百貨店取締法制定ノ件(第二七〇號、第

二七一號)

二二 石川町字下泉ニ無集配郵便局設置

ノ件(第八〇號)

二三 門崎村ニ郵便局設置ノ件(第二二

七號)

二四 河邊郵便局ニ集配事務開始ノ件

(第三三號、第三四號)

二五 羽生郵便局ニ集配事務復活ノ件

(第九三號)

第四分科(司法省、文部省及鐵道省所管)ニ

屬スルモノ

一 一 改名許可法制定ノ件(第二二六號)

二 二 下川根村ニ區裁判所出張所設置ノ件

(第一三號)

三 三 笠村ニ區裁判所出張所設置ノ件

(第二二六號)

四 四 尾上村ニ區裁判所出張所設置ノ件

(第一三〇號)

五 五 久保田村ニ區裁判所出張所設置ノ件

(第二〇五號)

六 六 海老町ニ區裁判所出張所設置ノ件

(第二二三號)

七 七 長崎縣ニ高等水產教育機關設置ノ件

(第一四四號)

八 八 小學校教員係給全額國庫支辨ニ關ス

ル件(第二九號、第一七四號乃至第一八

七號)

九 九 小學校長係給國庫支辨ニ關スル件

(第一四三號)

一〇 大塚神社古墳調査ニ關スル件(第

八九號)

一一 今津小濱間ニ國營自動車運輸開始

ノ件(第六七號)

二二 敦賀今津間ニ國營自動車運輸開始ノ件(第六八號、第六九號)

二三 帖佐入來間ニ國營自動車站「トレラー」運輸開始ノ件(第七三號)

二四 熊野中邊路國營自動車道建設ノ件(第九五號)

一五 津山倉吉間ニ國營自動車運輸開始ノ件(第九六號)

一六 柳津小出間鐵道速成ノ件(第六一號乃至第六三號)

一七 帖佐入來間鐵道敷設ノ件(第七四號)

一八 貴生川加茂間鐵道速成ニ關スル件(第七八號)

一九 勝田上菅谷間鐵道速成ノ件(第九八號)

二〇 大垣金澤間鐵道速成ノ件(第一五七號)

二一 納内下蘆別間鐵道敷設ノ件(第二一三號)

二二 伊勢崎停車場擴張改築ニ關スル件(第二二九號)

二三 大越神保兩驛間ニ停車場設置ノ件(第二〇四號)

二四 伊勢神宮參拜獎勵ノ爲國有鐵道無賃乗車ニ關スル件(第一四五號)

二五 鐵道共濟組合購買部託送貨物運賃八割引撤廢ノ件(第二六九號)

○山下委員長 ソレデハ是ヨリ會議ヲ開キマス、一寸御諮リ致シタイコトガアリマス

ガ、理事ノ後藤亮一君ガ御辭任ニナリマシタカラシテ、後任ヲ委員長ヨリ指名スルコトノ御許シヲ願ヒタイノデアリマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下委員長 ソレデハ高橋壽太郎君ニ御願ヒ致シタウゴザイマス

第一分科ノ報告ヲ致シマス、先日主査ガ缺席致シマシテ、私ガ代理致シマシタカラシテ、私ヨリ報告ヲ致シマス

議案第一ヨリ第九迄ハ採擇ヲ致シマシタ、十、十一ハ政府ヘ參考送付トシテ送ルコトニナリマシタ、十二ハ總會マデ延期スルト云フコトニナッタノデアリマス、是デ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下委員長 然ラバ左様ニ決シマシタ

○荒川委員 只今ノ御決定ヲ一ツ御待チヲ願ヒタイ

○山下委員長 ドレト、ドレトニ付テノ御意見デアリマスカ

○荒川委員 第八、第九デアリマス

○山下委員長 ソレデハ皆サンニ御諮リ致シマス只今採擇ニナリマシタル第八、第九ニ付キマシテ、荒川五郎君ヨリ御意見ノ發表ガアルサウデアリマスガ、許シテ差支ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下委員長 ソレデハ荒川五郎君

○荒川委員 請願者ノ意思ヲ尊重シ、又紹介議員ニモ敬意ヲ表シテ、成ルベクハ別ニ意見ヲ申上ゲルコトヲ差控エルノガ相當ト心得マス、然ルニ地久節ヲ祝日ニスルトカ、國旗ノ記念日ヲ作ルトカ云フコトハ、是ハ國家重大ノコトデアリマスカラ、國家ニ忠實ナル滿堂賢明ナル諸君ノ切ニ御再考ヲ願ヒタイ、ト申スノハ天長節ガアルカラ地久節ヲ作ラウト云フノハ、天長地久ト相對シテチヨット相當ノヤウニモ思ハルノデアリマスガ、併シソレハ根底ニ於テ其趣意ガ違フノデアリマス、我ガ日本ノ國ハ 天皇ノ國デアリマス、天皇ノ國デアッテ、其 天皇ノ御誕生ヲ國民ガ舉テ誠意祝福申上ゲルノハ、是ハ固ヨリ當然ノコトデ、サウナクテハナライコトハ申ス迄モナイノデアリマスケレドモ、皇后陛下、皇太后陛下ナドト云フ御方ハ、御身分ハ貴イ皇族ノ中デモ尙ホ特別デアラレテ、勿論同様ニ尊崇申上グベキ御方デアリマスケレドモ、畏多イコトナガラ、國體ノ上カラ言ヘバ一個ノ人タル御方デ、現實ノ其ノ御方ハ貴イガ、ソレハ社會的現實的ノコトデ、國法國體ノ上カラ云ヘバ一個ノ御人デアラセラル、我國ハ 天皇ノ國デアル、ソレガ即チ國體ノ基デアリマシテ、天皇ヲ基トシ中心トシテ、ソレニ據テ日本帝國ガ成立ッテ居ル、即チ憲法ニモ「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」トアリマス、是ハ 天皇ノ位ガ尊イノデアリマス、神聖ニシテ侵スヘカラス所デアリマス、然ルニ天皇ニ配セラレマス 皇后陛下モ同ジク 天皇ガ貴イ以上ハ同ジク貴イノデアリマスカラ、之ヲ國祭日ニシヤウト云フヤウナコトニナルト、或ハ 皇太后陛下ノ御祭日モ設ケナケレバナラヌヤウニナリ、又若シ 太上天皇ガ御アリノ場合ニハ、太上天皇ノ御祭日モ作ラネバナラズ、又 大太上天皇ガ御アリナレバ、ソレモ作ラナケレバナラヌト云フコトニナリハシマスマイカ、 天皇ト云フモノニ尊嚴神聖ガアッテ、ソレニ依ッテ 皇后陛下モ尊イノデアリマスケレドモ、其現實御肉體ノ其御方ノ尊イト云フコトハ是ハ別問題デアリマス、日本ハ一君萬民ノ國デアアル、一ツノ君ト云フモノヲ吾々ハ戴イテ、其處ニ國家ノ中心ヲ成シテ居ルノデアリマスカラ、隨テ天長節ナルモノハ非常ニ意義ノ深

イモノデアッテ、全國民ガ之ヲ御祝申上グルト云フコトハ、日本國民ノ大ナル光榮トシ、名譽ト致ス重大ナコトデアリマスケレドモ、地久節ナルモノヲ設クレバ、ソレトハ趣意ガ違フデアリマス、尊イ御方ダカラ之ヲ國祭日ニスルト云フコトデハ、寧ロ天長節ノ意義ヲモ變ズルコトニナル、是ハ論ジマスレバ時間ヲ要シマスガ、賢明ナル皆様ノ夙ニ是ハ御了承ノコトデアルト存ジマス、私ハ不肖デアリマスガ、此方面ニハ常ニ意ヲ拂テ居ルデアリマスケレドモ、天長節ヲ御祝申上デレバ、ソコニ 天皇ノ御身ト共ニ 皇后陛下モ 皇太后陛下ヲ含マル所デアッテ、却テ之ヲ多クシ別ニ設ケルコトハ、我が國體ノ精神ヲモ徹セザルコトニモナッテ來ルト私考ヘルノデアリマスカラ、ドウゾ是案ハ否決ニハナラヌデモ、之ヲ採擇スルト云フコトハ一ツ御猶豫ヲ願ヒタイ、若シ御意見ガアリマスレバ承ッテ、更ニ申上デモシマセウガ、此請願委員會ノ總會ノ權威ノ爲ニ皆様モ眞劍ニ國家ノ爲ニ一ツ此意義ヲ明ニシテ戴キタイ、私ハ痛切ニ祈ル者デアリマス

ソレカラ次ノ第九ノ國旗ノ記念日ヲ作ラウト云フ問題、是モ同ジコト、一體カラ言ヘバ我國ニハ大切ナ三大節、ソレカラ國祭

日ト云フモノガアルデアリマス、餘リ祭日ヲ多ク作ルト云フコトモ是ハ一ツ考ヘモノデアリマスルガ、殊ニ國旗ナルモノハ尊敬ハシナケレバナラヌガ崇拜スベキモノデハナイノデアリマス、我國ニハ國體上只御一人 天皇陛下ヲ尊崇シテ、ソレニ國ノ中心ハ定ッテ居ルデアリマス、國旗ノ崇拜ト云フコトハ、之ハ亞米利加ノコトデ、同國ハ我が日本ノ皇室ヲ尊崇スルガ加ク非常ニ國旗ヲ尊重スルノミナラズ深ク崇敬致シテ居ル、何故亞米利加ガ斯様ニ國旗ヲ尊重致シテ居ルカト言ヘバ亞米利加ハアノ隆々タル國運ノ中ニアリナガラ非常ニ淋シク不安ニ感じテ居ルノハ亞米利加ニハ中心ガナク、大統領ハ四年毎ニ改選スル、其度毎ニ國民ノ意嚮ハ變動スルカラ、自然中心モ浮動スル、凡ソ國ニ中心力ガナケレバ國ノ全體ノ網維ヲ統ベルコトハ出來ナイ、中心ガナケレバ統制ハ出來ナイノデアリマス、總テノモノハ中心ニ依ッテ統制セラル、而シテアノ大國ヲ以テ中心ガナイト云フコトハ、亞米利加ノ國民ノ非常ナ心ノ惱ミデアル、隨テ何カ中心ヲ作リタイト云フコトカラ遂ニ出テ來タノガ——苦シンデ生レテ來タノガ此國旗中心デアル、此點ハ亞米利加ハ我が日本カラ見レバ實際憐デアル、日本ニハ

萬世一系ノ 天皇ヲ戴キ是ガ國ノ中心トナリ、此中心ニ依テ國ノ統制ヲ維持シ、光輝アル國運國威ヲ保ッテ行クト云フコトハ、此點ニ於テ吾々大和民族ノ大ナル光榮トスル所デアリマス、然ルニ亞米利加ハ新開ノ寄合世帯ノ國デアッテ、サウ云フコトノ出來ナイ洵ニ氣ノ毒ニ思フノデアリマス、彼ハ苦シンデ國旗中心ニ努力シテ居ル、精神ノナイ國旗ト云フ品物ヲ無理ニ中心ニ確定シヨウトスル、其ノ情ハ寧ロ同情スベキコトデアリマスガ、日本ハ皇室尊崇デアル、其皇室ノ象徵トシテ國旗ナルモノヲ尊重スルノハ宜シイ、ケレドモ之ハ崇拜スベキモノデハナイノデアアル、是ハ一ツノ道具デアル、只國家的ノ道具デ、國體的ナル所ニ尊重スベキ理由ガアルノデ、亞米利加トハ違ウ、亞米利加ハ精神ヲ以テ國旗ヲ尊崇致シテ居ル、日本ノハ決シテ精神ノアルモノデハナイ、一ツノ國ノ道具ニ過ギナイ、道具デアッテモ日本ノ國威ヲ表象スルモノデアアルカラ、ソレニ對シテ敬意ヲ拂ヒ、尊重スルト云フコトハ是ハ極メテ必要デアリマスケレドモ、ソレヲ何カ神様ノ如ク考ヘテ、殊ニ亞米利加ノ國旗中心カラ出タモノヲソレヲ無理解ニ眞似テ之ヲ尊崇シヨウト云フコトニナッテハ、是亦國體ノ精神ニ顧ミテ錯誤デアリ

ト思フノデアリマス、斯様ナ次第デアリマシテ、亞米利加風ノ國旗中心ノ觀念ヲ日本ニ移シテ、サウシテ國旗ノ記念日ヲ作ラウナドト云フコトハ、苟クモ我が國體ヲ辨ヘ、大和民族タルモノハ洵ニ深く研究シテカラ取捨シナケレバ相成ラヌト、私ハ切ニソレヲ感ズルモノデアリマス、況ンヤ國ニハソレゾレノ重キ祝祭日ガアルデアリマス、其上ニ無暗ニ加ヘルコトモ亦國民一般ノ考フベキコトデアリマシテ、今日デモ祝祭日等ハ唯、役所ヤ學校ガ多クハ之ヲ守ッテ居ルノミデ、一般民間デハ我關セズ焉トナッテ居ル憾ミモアル、今日重大ナ意義ヲ爲ス祝祭日デスラ國民ニ徹底シテ居ラスノニ、更ニ之ヲ作ルト云フコトハソレ等ノ上ニ於テモ考フベキコト、考ヘマス、時間ヲ要シテ皆様ニ相濟ミマセヌカラ、以上簡單ニ私共ノ衷心深く希望致シマス其誠意ヲ披瀝致シテ、ドウゾ是ハ採擇ト云フコトニ決定スルコトハ暫ク御留保アッテ、靜ニ御研究ヲ御願申上ゲタイ

○山下委員長 御諮リ致シマス、是ハ採擇ニナッテ居ルノデアリマスガ、只今荒川君ノ御意見モ一通リノ理由ハアルダラウト思ヒマス、是ハ荒川君ノ言ハレル通り採擇ヲ取消シテ留保スルト云フ御意見デアリマス

ガ……

○岡田委員 第八、第九ハ何レモ事皇室ニ

關スル、國家全局ニ關スル所ノ國旗ノ記念日ノコトデアリマス、何レモ論議ヲ致シマスルナラバ相當ノ論議ガ茲ニ生マレルコトト考ヘマスルガ、分科會ニ於キマシテ審議ノ結果採擇致シタモノデアリマス、殊ニ第八ノ地久節ノ奉祝日ニ付キマシテハ是ハ荒川君ノ御意見ニアッタ如ク、天長節トハ全ク同一ニ御話ヲ爲スベキ筋デハナイト云フコトデアリマスルガ、併シ天長地久ト謂ヒ、國民ガ 皇室ノ祝福ヲ奉ジマスル時分ニハ 天皇皇后兩陛下萬歲ト云フコトヲ申シマス、又 大君ト國母陛下ニ對シテハ、我國ニ於キマシテハ日月ノ如クニ敬虔ノ念ヲ以テ御迎ヘシテ居リマス、總テ所謂御兩所同一ニ奉祝ヲスルト云フコトガ古來カラノ慣ハシニナッテ居ルノデアリマシテ、 皇太后陛下ノコトモ御話デアリマシタガ、是ハ御承知ノ通り國民ガ常ニ其奉祝シテ居リマスル恒例ニ依リマシテモ、此事ハ論議ヲ申サナクテモ自ラ各、ガ承知ヲ致シテ居ル點デアリマス、事 皇室ニ關スルコトニ付テ今餘リ論議ヲ交ハスコトハ相成ベク慎ミタイト考ヘマス又國旗ノコトニ付キマシテモ、或ハ祝祭日トシテ直ニ之ヲ大祭日ノ中ニ加ヘルコト

ハ、或ハ大局ノ上ニ餘程考慮ヲ要スルカモ知レマセヌガ、國旗ノ記念日ヲ確立シテ、之ヲ國民全般ノ常識ノ中ニ加ヘテ置クト云フコトハ、是亦大イニ意義ノアル事デアラウト思フノデアリマス、所謂國旗ハ國ノ魂デアアル、宇内何處ニ行キマシテモ、我が帝國ノ國旗ノ進ム所、草木モ是レ靡クト云フ威力ノ眞髓デアルカラシテ、之ヲ外國ノ例ニ採ルマデモナク、我國ニ於テハ尊重シテ行カネバナラヌコトハ申ス迄モナイト思フノデアリマス、荒川君ノ御意見モ、全ク私共ハ其正反對ニ論議スル者デハアリマセヌケレドモ、既ニ分科會ニ於テ決定サレタモノヲ、逆轉シテ、採擇ヲ取消シテ參考送付ニスルト云フコトモ却ッテドウカト考ヘマス尙ホ必シモ一回ノ議會ノミニ膠著シテ請願ヲ扱フモノデアリマセヌ、此場合ハ只今主査代理、委員長ノ報告セラレタ通り此儘採擇シテ置キタイト思ヒマス、其方ガ穩當デアラウト思ヒマス、又荒川君ノ御意見ハ、此第八、第九ノ案件ニ付テハ速記ニ記錄モサレタコトデアリマスルカラ、ソレデ御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス、此儘採擇ニ決定セラレタイト考ヘマス

〔贊成「ト呼フ者アリ」〕

○山下委員長 荒川君、是ハ只今岡田君ノ

言ハレル通り、事皇室ニ關スル問題デスカラ、論議ヲスルコトハ吾々甚ダ恐懼ニ堪ヘナイノデアリマス、從來共ニ同モ三回モ採擇ニナッテ居ルノデアリマスカラ、之ヲ取消スト云フコトハ餘程有力ナル理由ガナケレバ面倒デスカラ——其理由ヲ説明スルコトハ恐懼ニ堪ヘナイノデアリマスカラ、ドウカ岡田君ノ言フ通りニ御譲リヲ願ヒタイ

ナラナイ、貴イ御方ハ先ニ申シタヤウニ、皇太后モアリ、太上天皇モアル、天皇ニ配スル 皇后陛下トシテ、御同列ニ吾々ハ事實トシテハ崇敬申上ゲナケレバナラヌノデアリマスケレドモ、日本ノ國ハ 天皇ノ國デアアル、皇族ノ國ト云フ譯ノモノデハナイ、天皇ガ其皇族ノ御首長デアラセラレテ、共ニ皇族ガ貴イ所以デアアル、隨テ私共ハ或ハ學校ナドニ於テ、皇后陛下ノ御誕生ヲ御祝申シテ、其日ヲ記念シテ何カノ行事ヲスルナドハ、是ハアッテ然ルベキ事ト思フノデアリマスケレドモ、之ヲ奉祝日トシテ公定スルト云フコトハ考フベキ事デアラウト、私ハ事皇室ニ關シ、恐懼致スダケソレダケ、諸君、十分慎重ナル御考慮ヲ熱望スルノデアリマシテ、此上ハ諸君ノ御考ニ任スノ外ハアリマセヌ

岡田君ハ殊ニ多年此請願委員會ニ出ラレテ、請願委員會ノ權威者デアッテ、常ニ此請願委員會ヲ「リード」シテ下サル、ソレニハ私ハ敬意ヲ表シテ居ル、居ルノデアリマスガ、斯ウ云フ問題ニハ今少シク猶豫ヲ與ヘテ考ヘタナラバ——私ハ直チニ之ヲ否決シテ賞ヒタイトハ申サヌノデアリマシテ、今日ノ場合留保セラレルコトガ此問題ニ對スル慎重ヲ拂フト云フ適當ノ御取計デアルト

熱心ニ希望スル次第デアリマス、此上ハ委員長ニ於テ然ルベク議事ノ進行ヲ御運ビヲ願ヒマス

○清家委員 一寸一言致シタイト思ヒマス

荒川君ノ申サレル所ハ大部分御尤モデアリマシテ、我國デハ 皇后ハ臣下ヨリ御上リニナルノデアリマスカラ、天皇ト對テ成シテ見ルベキ性質ノモノデハナイコトハ、荒川君ノ仰シヤル通りデアリマス、故ニ中世以後ト云フモノハ歴代、立皇后ト云フコトガナカッタ、女御デ御在デニナッタノデアリマシテ、ソレハ外國ノ真似ヲセヌデモ宜イト云フ事モ私能ク存ジテ居リマス、ケレドモ荒川君ノ言ハレルヤウニ、太政天皇ガアッタ場合ト云フヤウナコトハ、皇室典範ニ 太政天皇ト云フコトハアリマセヌカラ、是ハナイ譯デアリマス、何シロ御趣意ハ洵ニ大體ニ於テ私共御同意デアリマサガ、併シ矢張院議尊重ト云フコトモアリマスカラ、私ハ此場合ハ之ニシテ置イテ、來年カラ分科會ニ缺席セヌヤウニ、大抵此請願ハ來年モ出ルニ相違ナイト思フ、其時ニ一ツ御趣意ヲ御述べニナリマシテ、一日モ述べラレヌト云フ問題デモアリマスマイカラ、御互ニ來年一ツ闡明スルコトニショウデハアリマセヌカ、私モ此間缺席シテ居ッタノデスガ、

御互ニ缺席ヲ慎シムヤウニシテ、來年ノ問題ニシタイト思ヒマス

○荒川委員 清家君ノ御忠告モ情理ヲ盡シタル御説デ、ソレ等ノ御趣意ハ私ガ謹ンデ承ルノガ相當デアル、所ガ日本ニ於テ 天皇皇后陛下ハ御同列デアルト云フノ儀式ノ場合ナドニモ 天皇陛下 皇后陛下萬歲ト御祝シ申上ゲルノカラシテ、是ハ西洋流ノ無考察ナ輸入デ、日本ノ國體ヲ辨ヘヌ所デアル、先ヅ吾々ハ何カ一ツ事ヲ爲セバ、是ハ舉ゲテ 天皇ノ御蔭ダト、先ヅ 天皇陛下ノ萬歲ヲ唱ヘルノデアル、吾々ガ議會ヲ開イテ斯ウシテスルノモ御稜威ニ依ルノデアリマス、隨テ 天皇ノ御位ニ御即キ遊バス時ナドハ、特別ナ御即位式ノ大イナル式モアルノデアリマス、 皇后陛下其他ノ方ニハサウ云フ事ノナイノハ、此國體ノ淵源ニ於テ確然タルモノガアルカラデアリマス、御忠告ナリ或ハ御勸告ヲ謹ンデ御受シナケレバナラヌノデアリ、殊ニ既ニ分科會ニ於テモ決マッタ問題ヲ彼此レ申ス私ハ事柄ガ極メテ重大デアルト感ズルカラデアリマス何卒御了承ヲ乞ヒマス

○天辰委員 私ハ國旗記念日ニ對シマシテ荒川君ノ御意見ニ少シク反對ノ意見ヲ述べタイト思ヒマス、我國ノ國旗ハ申ス迄モナク國權ヲ表徴シテ、國籍ヲ表明シテ居ルモノデゴザイマス、サウシテ我國ノ國旗ハ萬國ニ其比ヲ見ナイ、所謂國體ノ淵源ヲ表徴シテ遺憾ナキモノデアルノデアリマス、我國ノ國旗ハ殆ド國民ノ精神作興ノ上ヨリ見マシテ、洵ニ緊要ナモノデゴザイマシテ、私共外國ニ於テ日本ノ國旗ヲ見マシタ時ニ、何物ヲモ忘レマシテ、唯有難キ涙ガ溢レ出タコトヲバ度々記憶シテ居リマス、其有難キ我が國旗ノ制定ニナッタ所ノ記念日、ソレサヘカ吾々國民ノ中ニハドウ云フ風ニシテ我が國旗ガ出來タモノデアルカト云フコトスラ、殆ド今日ニ於テハ知ラナイ、國旗ニ對シテノ崇拜ノ念ト云フモノハ國民一般殆ド薄ライデ居ルノデゴザイマス、此大切ナル我國ノ國旗ノ記念日ヲ創定スルト云フコトハ、是ハ國民ガ當然爲サナケレバナラナイコトダト考ヘテ居リマス、此事ガ私ハ國民ノ今日弛緩シテ居ル精神ヲ作興スル上ニ於テ、最モ必要ナコトダト考ヘテ居リマス、此國旗ノ記念日ヲ創定シタカラト言ヒマシテ、ソレヲバ何カ御祝日トシテ、サウシテ其日ニハ學校ナシカ休ムト云フヤウナ、サウ云フヤウニ御考ニナルヤウナ、祝賀ノ方法ヲ執ラナイデモ宜イ、學校ハ學校トシテ授業ハヤッテ、唯國旗ノ創定ノ記念日ハ今日ダト云フ、其頭ヲバ國民一般ニ持シタイト云フ趣旨デ、此國旗ノ記念日ニ關スル請願ハ出サレタノデアリマシテ、私ハ之ヲ採擇スルト云フコトハ是ハ當然ナコトデアルト考ヘテ居ルノデアリマス、前ニ岡田理事カラ申サレマシタヤウニ、私ハ分科會ノ決議ヲ尊重スルト共ニ、國旗ノ記念日ニ關スル件ハ當然御採擇ニナルベキモノダト考ヘテ居リマス

○荒川委員 私ハ討論スルコトハ避ケマスガ、只今ノヤウナ御趣旨デアリマスレバ、國旗記念日ニ關スルコトヲサウ私モ力ヲ入レテ申ス必要ハナイノデアリマスガ、請願ノ要旨ニハ「七月十一日ヲ一般祝祭日ニ加ヘ」云々トアリマスカラ、其日ハ祝祭日ニシヨウト云フノト心得マシタガ、只今紹介者ノ御説明ノ通り唯學校内デ今日ハ記念日デアルト説明スルトカ何トカ云フノハ、ソレハ是ダケデハナク、其外ニモ種々アル、ソレヲ説明シ教授スルノハ何等差支ナイ、否當然デアル、サウ云フ御趣意デアルトスレバ、請願ノ要旨ガ間違ッテ居ル、大方之ヲ縮メテ要旨ヲ書ク文書課ノ人ノ書き間違デアラウ、サウ云フ意味デアルノナラ、ソレハ御同様ノ議會ノ記念日モ、或ハ何ノ記念日モ學校ニ於テ説明シナケレバナラナイカラ、

ノ創定ノ記念日ハ今日ダト云フ、其頭ヲバ國民一般ニ持シタイト云フ趣旨デ、此國旗ノ記念日ニ關スル請願ハ出サレタノデアリマシテ、私ハ之ヲ採擇スルト云フコトハ是ハ當然ナコトデアルト考ヘテ居ルノデアリマス、前ニ岡田理事カラ申サレマシタヤウニ、私ハ分科會ノ決議ヲ尊重スルト共ニ、國旗ノ記念日ニ關スル件ハ當然御採擇ニナルベキモノダト考ヘテ居リマス

是ハ一向差支ヘナイト心得テ居リマス、果シテサウ云フ意味デアリマスレバ、私ハ何ヲカ争ハン、御承知ヲ願ヒマス

○天辰委員 此一般ノ祝祭日ノコトニ對シ

マシテ荒川君ハ御疑ヲ挾マレタヤウデゴザイマスガ、我國ノ祝祭日ト斯ウ申シマシテモ、全部學校ヲ休マナケレバナラナイ、御祝事ヲシナケレバナラナイト云フヤウナ、

總テガサウデハナイト考ヘテ居リマス、唯私

ハ此一般ノ祝祭日ニサウ學校ヲ休マナイデモ、其記念日ヲバ國民ニ徹底サセルヤウナ方法ヲ執レバソレデ宜イ、斯ウ云フ意味デアルノデゴザイマス

○山下委員長 八、九ハ分科會ニテ決定シ

タ通りニ決定シテ差支ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下委員長 然ラバ左様ニ決シマシク

ソレカラ十二ノ請願審査ノ爲常置委員設置ノ件、是ハ今日審議スル筈デ、議長ノ出席ヲ求メマシテ、議長ノ御意見ヲ聽キタイト思フタノデアリマスガ、本日議長ハ差支ガアッテ出ラレナイカラ、次ニ延バシテ吳レルナラバ出席スルト云フコトデアリマスカラ、是ハ次ノ總會マデ延期スルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下委員長 是ハ左様ニ決シマシク

○山下委員長 第二分科會ノ報告ヲ致シマ

ス、日程一ヨリ二十二マデハ採擇デアリマス、二十四ハ政府ヘ參考送付、二十五ハ總會ニマデ延期スルト云フコトニ決リマシタ、此段御報告致シマス、只今ノ主査代理報告ニハ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下委員長 然ラバ左様ニ決シマシク、

池田君ヨリ二十四ノ政府參考送付ニナッテ居リマス府縣社以下ノ神社ニ對シ國庫ヨリ幣帛料供進ノ件ニ付テ、御意見ガアルサウデアリマスカラ、許シテ差支アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下委員長 然ラバ池田君

○池田敬八君 分科會ニ紹介議員トシテ私

ガ參リマシテ説明ヲ申上ゲル筈デアリマシタガ、十分バカリ遅刻ヲシマシタ爲ニ、是ガ比較的早ク日程ニ上ッテ居リマシテ、既ニ參考送付ニナッテ居リマシタノデ、甚ダ遺憾ニ存ジマシテ、茲ニ御願ヲシテ今日説明ヲ申上ゲ御再考ヲ願ヒタイト云フノデ罷出タ次第デアリマス、此請願ノ要旨ハ御承知ノ如ク神社ニハ官國幣社、縣社、郷社、村社等ガアリマスルガ、此區別ガ兎角國民ノ間ニ輕重大小等ノ觀念ガアリマシテ、殊ニ郷社、村

社ノ如キハ甚ダ輕イモノデアルカノヤウニ

一般人民ガ感じテ居リマスル此事柄ガ、精神作興或ハ思想善導ノ上ニ於テ甚ダ支障ヲ來スノデアリマス、要スルニ是ハ神社ノ維

持經營ノ費用ヲ負擔スル如何ト云フ點デ、區別サレルモノデアリマシテ祭神ニ付テハ國ノ宗祀デアルコトハ少シモ變ラヌノデア

リマス、故ニ一般國民ヲシテ此祭神ニ變リガナイト云フコトラ深ク頭ニ入レサセテ、

思想善導ニ資スルノニハ、茲ニ神社ノ祭禮ノ時ニ供ヘル所ノ神饌幣帛料ヲドウカ國デ供進ヲシテ貰ヒタイト云フノガ、此請願ノ精神デアリマス、所デ實ハ府縣社、郷社、

村社ノ祭ハ丁度大キナモノガ三ツアリマ

ス、此三大祭ノ供進料ヲ計算イタシマス

ト、約百五十萬圓バカリニナリマス、此百

五十萬圓ハ少イ金デナイ爲ニ、當局者ニ於

キマシテモドウカト云フ御意見ガアルヤウデ

アリマスガ、私共ノ考デハ必ズシモ三大祭

全體ニ供進料ヲ國デ負擔シテ戴カナクテ

モ、只今ノ精神ヲ發揮スルノニハ其中ノ例

祭日——各神社ニ依ッテ違ッテ居リマスガ、

一年一回アル所ノ例祭日ダケニ供進料ヲ國

デ捧ゲテ戴ク、サウスレバ三分ノ一以下ニ

ナッテ、而モ是ラハ國ガ出サナケレバ自治體

於テハ少シモ變リガナイ次第デアリマスカ

ラ、ドウカ此分ダケ國カラ供進ヲシテ戴ク

コトニシテ、因デ以テ府縣社、郷社、村社

ノ崇敬ト云フコトラ高メルト云フコトニ致

シタイト云フ次第デアリマスカラ、ドウカ

其點ヲ能ク御酌取ヲ願ヒタウ存ジマス、是

ハ全國ノ各府縣社ノ神官ガ揃ッテ請願ヲシ

テ來テ居ルノデアリマシテ、又當請願委員

會ヘハ私ト政友會ノ濱田國松君トガ紹介

ヲ致シテ、即チ超黨派的ノコトデアリ、又

建議モ吾々三重縣選出ノ政民兩派ノ議員六

人ガ揃ッテ致シテ居ルト云フヤウナ次第デ、

全ク超黨派的ノ事柄デアリマスルカラシ

テ、ドウカ其邊ヲ御酌取下サイマシテ、何

卒御採擇アランコトラ御願ヲ申上ゲマス

○荒川委員 只今請願ノ要旨ハ謹ンデ、承

リマシタガ、政府ニ私御尋ネシタイノデア

リマス、前年來神社ノ整理合併……

○山下委員長 一寸荒川君、政府委員ハ見

テ居リマセヌガ、呼ビニ參リマスカラ、ソ

レ迄待ッテ戴キマス

○荒川委員 是ハ大事ナコトデアリマスカ

ラ、成ベク政府委員ノ御出席ヲ求メマス

○山下委員長 今出席ヲ要求シテアリマス

カラ、一寸御待チ下サイ

○岡田委員 ソレハ後ニ移シテ以下進行ヲ

願ヒマス

○山下委員長 ソレデハ議案ノ二十五、千葉縣ニ於ケル楚吹ノ強制検査制度廢止ニ關スル件——岩瀬君

○岩瀬委員 此請願ニ付キマシテハ私ノ出生ノ縣デアリマスルシ、尙ホ前分科會ニ於キマシテ紹介者ノ土屋君カラ私ノ名前モ出テ居リマスノデ、參考ノ爲ニ一言申上ゲタイト思ヒマス、吠ノ生産ハ元千葉縣ニ於キマシテハ重要ナル副業ノ一ツデアリマス、而シテ之ヲ縣ガ強制検査スルカシナイカト云フコトニ付キマシテハ、非常ニ問題ニナリマシテ、大體ニ於キマシテ政友系ノ關係ノ方々ノ多クハ、検査シタ方ガ製品ノ向上統一上宜シイト云フ意見ヲ持ッテ居リマスシ、又民政系ノ方々ノ一部ハ、シナイ方ガ生産者ノ爲ニナルト云フヤウナ意見ヲ持ッテ居ッタヤウデアリマス、而シテ過去ニ於キマシテ政友會内閣ノ當時ニ於キマシテハ、是ハシタ方ガ爲ニナルト云フ意味合カラ強制検査ヲヤッタヤウデアリマス、其後民政黨内閣ニナリマシテ、シナイ方ガ生産者ノ爲ニナルト云フノデ此検査ヲ撤廢シタカノヤウニ思ヒマス、實ハ昨年五月カ六月ノ頃デアリマシタガ、検査ヲシタ方ガ眞ニ生産者ノ爲ニナルト云フヤウナ縣當局

ノ御意見ノ下ニ検査ヲヤルヤウニ決ッタカノヤウニ存ジマス、私之ヲ聞キマシテ、過去ノ歴史ニ徴シマシテ、唯此儘ヤッタノデハ相當ニ問題ガ紛糾シハシナイカト云フ意味合カラ、當時ノ知事ニ向ヒマシテ、検査其モノハ非常ニ結構デアルガ、千葉縣ニ之ヲ直ニ適用スルト云フコトハ餘程考ヘネバナラナイ、千葉縣ノ狀態ニ對シテ、ウツカリヤルト、問題ガ起ッテイケナイ、能ク御調査ノ上御考慮ヲ願ヒタイト云フヤウナコトヲ申シタノデアリマス、サウ致シマシテ、私ハ議員會議ニ出席ノ爲ニ洋行シテ參ッタノデアリマス、尙ホ此意見ヲ私ノ同志デアリマス所ノ縣會議員ノ諸君ニモ傳ヘマシタル所、歸ッテ是ハ聞イタノデアリマスルガ、此問題ニ付キマシテ可ナリ當業者並ニ縣當局ト色々折衝ガアリマシテ、約半歲ニ涉ッテ論議研究シタ結果、矢張りヤッタ方ガ生産者ノ爲ニナルト云フノデ、縣會ニ於キマシテモ殆ド大多數ヲ以テ縣ノ強制検査ヲヤルコトニ協賛ヲ與ヘタカノヤウニ聞イテ居リマス、前申上ゲマシタ如クニ、私ガ歸ッテカラ左様ニナッテ居リマシタ、其後私色々雙方ノ意見ヲ聞キマスルニ、検査ヲシテハ生産者ノ爲ニ宜クナイト云フ土屋君ノヤウナ御意見モ出マスルシ、又生産者

ノ爲ニハ検査ヲシタ方ガ品位ヲ向上シ、値段モ高ク賣レル、仍テ検査ハシタ方ガ、眞ニ生産者ノ爲ニナルト云フヤウナ意見モ可ナリ多數アリマス、尙ホ私ノ考ヘマスコトハ、先般ノ請願ノ理由書ヲ見マスルト、アノ理由書ノ一部ニハ、是ハ政友會議員ト縣當局ト殆ド馴合ッテヤッタカノヤウナコトガ書イデアリマスルガ、私ハ斯様ナコトハ絶對ニナイト信ジマスルシ、尙ホ念ノ爲メ只今ノ縣知事ニ會ッテ聞キマスルト、縣知事ハ是ハ千葉縣ニ於テ重大ノ問題デアリマスルガ故ニ、自分ガ就任以來政黨ヲ超越シテ、政友會乃至民政黨ニ何等ノ關係ヲ持タズ、全ク白紙ノ立場デ色々慎重ニ研究ヲシタ結果、ヤル方ガ宜シイト云フ決心ノ下ニヤッタト云フコトヲ聞イテ居リマス、サウスレバアノ請願書ノ理由書ニアリマスル可ナリノ部面ハ、全ク事實ニ相反シテ居ルヤウニ思ハレマス、サウシテ私ノ考ハ、是ハ検査ヲヤルコトハ勿論結構デアリマスガ、之ヲ俄ニ千葉縣ニ適用シテ良イカ惡イカト云フコトハ、色々論議ガアリマスケレドモ、縣當局ニ於テ慎重研究ノ結果、ヤッタ方ガ宜シイト云フノデ決ッテ、現ニ縣令モ發布サレテ居ルヤウナ譯デ、私ハ此可否ニ付テハ、土屋君ハ過去ニ於テ検査ノ缺點ガアッタ述

ベテ居リマスガ、縣當局ノ言ヲ聞キマス、過去ノ缺點ヲ直シテ、完全ナル検査ヲヤッタ方ガ宜イト云フコトデアリマスガ故ニ、問題ハ検査其モノニ對スル理想上カラ言ヒマスレバ、反省スベキ點ハ多クアリマスガ、唯之ヲ俄ニヤル方ガ良イカ惡イカデアリマス、ソレニ對シテ縣當局ハ、惡カッタコトハ改メルト云フヤウナ簡單ナコトデヤッテ居ルヤウデアリマス、既ニ決リマシタ以上、私ハ此検査ヲ實行シテ見テ、果シテ縣當局ノ言フノガ宜イカ、乃至反對ナサル方ノ仰シヤルヤウナ缺點ガアルカ、其實行ノ結果ニ俟ツヨリ仕方ガナイト思フノデアリマス、私ハ土屋君或ハ知事ト種々論議シマシタガ、實行シテ其結果ヲ見ルヤウニト、再三勸メテ居ルヤウナ次第デアリマス、御參考ノ爲ニ申上ゲマス

○清家委員 大分御議論ガアルヤウデアリマスガ、是ハ縣内ノコトデアリマシテ、當請願委員會ニ於テ採擇スベキ性質ノモノデアリマセズ、理由書ヲ讀ンデ見テモ、検査ヲシタカラ賣行キガ惡イト云フヤウナコトハアルマイト思ヒマス不採擇ニ願ヒマス

○山下委員長 本問題ニ付テハ紹介議員モ居リマセズ、私自身請願ノ趣旨ヲ讀ンデ見マシタガ、紹介議員ガオイデニナッテ居リマ

シタナラバ、撤回シテ貰ヒタイト思ッテ居ッ
タノデアリマス、是ハ政黨ノ争ナノデアリ
マス、ソレヲ此處デ裁判スルコトハ穩當デ
ナイト思ヒマスカラ、綺麗ニ土屋君カラ撤
回ヲシテ貰フヤウニ御話シャウト思ッタノ
デス

○山柊委員 實ハ先日參考送附ノ動議ヲ、
岡田委員カラ御提出ニナッテ私ハ賛成致シ
マシタガ、其後色々ノ書類モ見マシタシ、
懇談ヲ致シマシタ、其結果ノ私モ考ヘル所
ガアリマスガ、土屋君トモ懇談ヲ致シマシ
タ、本日採擇ダトカ不採擇ダトカ、或ハ撤
回シテ貰フトカ云フコトヲ御決メ下サラナ
イデ、土屋君トモウ少シ懇談ノ機會ヲ與ヘ
ル爲ニ、今日ハ採決ヲ延期シテ貰フ、斯様
ニ圓滿ナル解決ヲ願ヒタイト思ヒマス

○清家委員 私ハ何時モ山柊君ノ御議論ニ
ハ感服ヲ致ス者デアリマスガ、一縣内ノ仕
事ヲ此處ヘ持ッテ來ルナドト云フコトハ、是
ハ性質ガ違フ(「同感」ト呼フ者アリ)ソレ故
ニ此處デ議論ヲスルノハ不見識極マルモノ
デ、速ニ不採擇ニ決セラレムコトヲ望ミマ
ス

○山柊委員 只今清家君ノ御議論デアリマ
スガ、此處デ議論スルコトガ宜イカ、惡イ
カト云フヤウナ議論ヲ致サウトハ思ヒマセ

ヌ、此處デ議論スベキ限リニ非ラズト云フ
コトデアリマスレバ、今採擇トカ、不採擇
ト云フヤウナコトヲ決メルト云フコトハ既
ニ、議論スルコトニナルノデアリマスカラ、
モウ一遍御延期ヲ願ヒタイト思ヒマス、不
採擇ニスルト云フコトハ判斷ヲスルト云フ
コトニナリマスカラ、ドウゾ左様ニ御取計
ヲ願ヒタイト思ヒマス、委員長カラ其點圓
滿ニ御取計願フヤウニ切ニ希望致ス次第デ
アリマス

○岩瀬委員 先程私ガ申上ゲマシタ中デ徹
底シナイ點ガアルヤウニ存ジマスノデ、一言
付加ヘテ置キマス、今委員長ガ政友會、民
政黨ノ問題ト云フ言葉ガアリマシタガ、ソ
レハ必シモサウデハナイノデアリマシテ、
政友系ニ屬スル者ハ大部分斯様デアッタ、民
政黨ニ屬スル者ノ大部分ガ斯様デアッタト
云フノデハナイノデアアッテ、民政系ノ人ノ中
ニモ賛成スル者モアリマスシ、同時ニ政友
系ノ人デモ反對スル人モ多少ハゴザイマス
カラ、其點頭カラ政黨ノ問題デアルト云フ
風ニ御決メニナラヌヤウ、誤解ノナイヤウ
ニ念ノ爲申上ゲマス

○山下委員長 承知致シマシタ

○立川委員 只今採擇トカ、不採擇ト云フ
コトハナイヤウニト云フコトデアリマシタ

ガ是ハ今清家君モ言ハレタヤウニ、言葉ガ
惡イカモ知レマセヌガ、本來此諸願ハ本委
員會デ審議スル權限外ノ事デ、裁判デ言ヘ
バ却下スベキ性質ノモノデアリマス、是ハ
全然不採擇ニシナイト、惡イ慣例ニナルト
思ヒマス、各縣ノ問題ヲ玆ニ論議スルヤウ
ナコトニナルト惡イ例ニナルト思ヒマス

○有馬委員 私ハ分科會ニ於テ不採擇ノ動
議ヲ出シタ一人デアリマスガ、殊ニ本日紹
介議員ノ土屋サンモ御見ヘニナラヌシ、山
柊君カラノ付加ヘテノ議論デアアル、委員長
カラモ之ヲ撤回シテ貰ヒタイト云フコトデ
アリマスカラ、特ニ斯ウ云フ問題ヲ出サレ
ルト云フコトモイケンナイシ、又諸願ノ文面
ニ於テモ甚ダ不穩當デアリマスカラ、此際
之ヲ撤回シテ貰フト云フ委員長ノ御心付デ
アリマスレバ、次ノ總會ニ撤回サレルヤウ
ニ願ヒマシテ、ソレマデハ一應延期スル、
斯様ニ致シタイト思ヒマス

○荒川委員 有馬君ノ説ニ賛成致シマス

○岡田委員 此諸願案件ハ最早運命大勢定
マッテ居ルノデアリマスガ、併シ山柊君ノ心
情ヲ披瀝シテノ申出デアアルノデアリマスカ
ラ、是ハドウカ委員長ヨリ山柊委員ヲ通ジ
テ紹介議員ニ、穩カニ此書類ハ却下シテ戴
キタイト云フコトヲ申出ラレルヤウニ、御

交渉ニナルコトヲ附シテ延期シタイト思ヒ
マス

〔賛成々々〕ト呼フ者アリ

○山下委員長 ソレデハ岡田君ノ御意見ニ
御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下委員長 ソレデハ山柊君、只今岡田
君ノ言ハレル通りデアリマスカラ、次ノ總
會迄ニハ成ベク撤回ヲ爲サルヤウニ、アナ
タカラ御懇談ヲ願ヒマス、實ハ斯ウ云フヤ
ウナモノガ、是ガ問題ニ出テカラ續々ト提
出ニナッテ居ルヤウデ、多ク出ナイ中ニ之ヲ
決定シテ置クコトガ必要デアルト思ヒマス
カラ、ドウカ此次ノ總會マデニ撤回爲サレ
ルヤウニ御願致シマス、御承知ノ通り此諸
願委員會ハ成ベク黨派ト云フモノハ離レテ、
採決ニ問ヒタイノデアリマス、併シ之ハ圓
滿解決ヲシタイト云フ所カラ採決ヲシナイ
ノデアリマス、採決ヲスレバ其運命ハ決ッ
テ居ルノデアリマスカラ、成ベクサウ云フ
コトノナイヤウニ、ドウゾ宜シク願ヒマス
ソレデハ次ノ總會マデ延期ニ決定致シマシ
タ

○山下委員長 次ニ保留ニナッテ居リマス
府縣社以下ノ神社ニ對シ國庫ヨリ幣帛料供
進ノ件——荒川五郎君

○荒川委員 請願ノ趣旨ニハ私ハ賛成デアリマスガ、茲ニオ尋ネシタイノハ曩ニ神社ノ整理合併ト云フコトガ段々強行セラレテ居ル、是ハ甚ダ當ヲ得ヌコト、

カ、村社以下ノ社デ政府ニ於テ、之ヲ神社ト見テ扱ッテ居ラレルノハ、如何ナル範圍ニマデ及ンデ居ルカ、ソレ等ノコトノ御説明ヲ承リタイ

私ハ思ッテ居リマシタガ、アノ神社ノ整理合併ハ今日如何ノ狀況デアリマスカ、ソレ

○清家委員 序デアリマスカラ一言一寸伺ッテ置キタイノデスガ、神社ノ幣帛料ニ付

カラ村社以下攝社、末社ト云フモノガアリマスガソレ等ニ付テノ政府ノ方針ハ如何デア

トニナルト、荒川君ガ熱心ニ述ベラレテ居ル小學校ノ教育ハ國ノ教育ナルガ故ニ、義務教育ハ國庫ノ負擔ト爲スベシト云フコトヲ推シテ行クト、神社ハ悉ク國家ガ幣帛料ヲ拂フト云フノハ是ハ當然ナコトデ、紹介議員ノ方カラ御説明ノアリマシタ以上ノ問題ト私ハ心得マスノデ、是ハ明ニシテ置キ

タガ、併シ一方ニ於テ淫祠モ多イ、此淫祠ノ整理ト云フコトハ政府當然ノ重大ナ仕事ノ一ツデアルト思フ、然ルニ其淫祠ノ整理、ソレ等ハ如何ニナッテ居リマスカ、若シ是等多クノ神社ニ總テ幣帛料ヲト云フノデア

ガ支配管理ヲスベキモノデアルト云フ趣意ナラバ、義務教育費ノ國庫負擔ヲ國家ガ引受ケル以上、是亦御引受ニナラナケレバ論理ガ一貫シナイデハナイカト思フ、其點ニ付テノ御考ハドウデア

ルカ、又若シ村社以上ト云フコトニナレバ、ソレコソ續々トシテ將來各町村ニ昇格運動ガ起キテ、色々ノ淫祠デモ認メルヤウナコトニナッテ來ルカト思ヒマス、是等ハ斯ウ云フ問題ノ決マル前ニ政府ニハ十分ニ御取調ガナクテハナラヌト思フノデアリマス、ソ

レカラ神社ノ整理合併問題、村社以上デ一體政府ハソレヲドウ扱ウテ居ラレルノ

大寶令ニ依リマシテ神祇官ガ八省ノ上ニ位シマシテ、特別ノモノニ相成ッテ居リマシ

○池田敬八君 只今荒川君ノ御質問ニ對シ

テ、政府委員ノ方カラ答辯ガアルデセウガ、請願ニ關係シタルコトダケヲ私ヨリ申上ゲテ置キマス、請願者ノ請願シテ居ル所ハ、府縣社以下ノ神社ト云フノハ、即チ郷社ノ神社マデヲ含ンデ、攝社末社若クハ淫祠ノ如キハ含マヌモノト御承知ヲ願ヒタウゴザイマス、又只今清家君ノ御話ノ中ニアリマシタ神社ハ宗教ニアラズト云フコトハ申ス迄モナイコトデアリマス、其精神デ請願者ハ請願ヲ致シテ居ルヤウナ次第デアリマス、是モ一應申述ベテ置キタイト思ヒマス

○勝田政府委員 荒川君ノ御質問ニ對シテ御答致シマスガ、大體神社ノ整理ハドウ云フ風ニナッテ居ルカト云フコトニ付キマシテ、私茲ニ數字ヲ持ッテ居リマセヌノデ、具體的ニドウ云フ風ニ整理ガ行ハレテ居ルカト云フコトハ、此處デ御答辯申上ゲルコトハ出來マセヌ、若シ強ヒテ御必要デゴザイマスレバ、後程材料ヲ整ヘマシテ改メテ御答致スコトニシタイト思ヒマス、唯此際申シテ置キマスガ、神社ノ整理ハ神樣ガ多ウ過ギテ面倒ダカラ片付ケルト云フヤウナ、サウ云フ考デヤッテ居ルノデハゴザイマセヌ、餘リニ神社ガ多イト云フコトニナリマスルト、ツイノ神樣ニ對シマシテ十分ノ祭リガ出來ナイ、是デハ洵ニ畏多イト云フコト

○勝田政府委員 荒川君ノ御質問ニ對シテ御答致シマスガ、大體神社ノ整理ハドウ云フ風ニナッテ居ルカト云フコトニ付キマシテ、私茲ニ數字ヲ持ッテ居リマセヌノデ、具體的ニドウ云フ風ニ整理ガ行ハレテ居ルカト云フコトハ、此處デ御答辯申上ゲルコトハ出來マセヌ、若シ強ヒテ御必要デゴザイマスレバ、後程材料ヲ整ヘマシテ改メテ御答致スコトニシタイト思ヒマス、唯此際申シテ置キマスガ、神社ノ整理ハ神樣ガ多ウ過ギテ面倒ダカラ片付ケルト云フヤウナ、サウ云フ考デヤッテ居ルノデハゴザイマセヌ、餘リニ神社ガ多イト云フコトニナリマスルト、ツイノ神樣ニ對シマシテ十分ノ祭リガ出來ナイ、是デハ洵ニ畏多イト云フコト

○勝田政府委員 荒川君ノ御質問ニ對シテ御答致シマスガ、大體神社ノ整理ハドウ云フ風ニナッテ居ルカト云フコトニ付キマシテ、私茲ニ數字ヲ持ッテ居リマセヌノデ、具體的ニドウ云フ風ニ整理ガ行ハレテ居ルカト云フコトハ、此處デ御答辯申上ゲルコトハ出來マセヌ、若シ強ヒテ御必要デゴザイマスレバ、後程材料ヲ整ヘマシテ改メテ御答致スコトニシタイト思ヒマス、唯此際申シテ置キマスガ、神社ノ整理ハ神樣ガ多ウ過ギテ面倒ダカラ片付ケルト云フヤウナ、サウ云フ考デヤッテ居ルノデハゴザイマセヌ、餘リニ神社ガ多イト云フコトニナリマスルト、ツイノ神樣ニ對シマシテ十分ノ祭リガ出來ナイ、是デハ洵ニ畏多イト云フコト

○池田敬八君 只今荒川君ノ御質問ニ對シ

○池田敬八君 只今荒川君ノ御質問ニ對シ

カラ、神社ノ併合ト云フコトガ行ハレテ居ルノデアリマス、隨テ此趣旨カラ併合ガ行ハレタノデアリマスカラ、何デモ彼デモ併合ヲ強行スルト云フヤウナ考ハナイノデアリマス、兎ニ角神社ノ御祭リヲ成ベク丁寧ニ尊嚴ニ致シタイ、斯ウ云フ趣旨カラ神社ノ整理ガ行ハレテ居ルノデアリマス、此點御了承ヲ願フテ置キマス、ソレカラ荒川君ノ言ハレマシタ注祠ナドノ整理ニ付キマシテハ、右ノ趣旨ヲ御了解下サイマスレバ、自ラ結論ガ出テ來ルデアラウト斯様ニ考ヘテ居リマス

ソレカラ清家君ノ御質問デスガ、中々ムヅカシクテ専門外デアル私カラ十分ナ御答ガ出來ナイカト考ヘマスルカラ、此點ニ付キマシテハ専門家ノ説明ニ依ッテ、何カノ機會デ御答辯申上ゲルコトニ致シマス

○有馬委員 清家君ノ只今言ハレタコトガ、一般ノ氣持ト思ハレルノハ困ルト思ヒマスカラ私一言シマスガ、私ハ同志デアリマススケレドモ、此點ニ付テハ反對デアリマス、私モ二十年以來町村長ヲヤッテ居リマシタガ、是ハドウシテモ矢張從來ノ通り、如何ニ政治ニ參與シテモ、亦何ノ方面ニ參與シマシテモ、アレヲ著ケタ時ニハ無我ノ境ニナリマシテ、本當ニ神様ノ心持ニナル

ノガ、吾々町村長ト致シマシテノ體驗デアリマス、ソレデアルカラ殊ニ氏子ノ代表トシテ、一年ノ氏子ノ安寧幸福ヲ願フ意味ニ於テ、其土地ノ繁榮、病ガナイヤウニ、水火災ガナイヤウニト云フ祈ヲスルコトハ、洵ニ我國ニ相應シイ行事デアルト思ヒマシテ、之ヲ町村長ニ爲サシメルト云フコトハ結構デアリマスルカラ、寧ロ町村長ヲ待遇ヲスルト云フ意味ニ於テ、只今以上ニ其行事ヲ莊嚴ニヤラレルノガ宜イト考ヘマス、是ハ體驗デアリマスカラ申上ゲマス、清家サント反對デアリマスガ、斯ウ云フ一ツノ意見モアルト云フコトヲ御了承願フテ置ケバ宜シウゴジイマス

○荒川委員 只今ノコトハ輿論デアリマスガ、併シ大事ナコトデ大實令論ナドガ出マスレバ、私モ申上ゲタイト思ヒマシタガ、結論ニ付テ只今有馬君ノ御説ガアリマシタカラ、ソレハ一切省キマス、唯モウ一ツ政府委員ニ問ヒタイノハ、分靈シテ分社ヲ設ケルコトガ神社ガ非常ニ複雑ニナッテ來ル所以デアリマスルガ、分靈ヲ認メルトソレガ神社トナリ、又意義ノ分ラヌモノガ出テ來ルノガ多イト思フノデスガ、アノ分靈ヲ防止スルト云フヤウナコトニ付テハ、政府ハドウ云フヤウナ御取扱ニナッテ居リマ

セウカ

○勝田政府委員 實際ノ扱ニ付キマシテハ、此處デ御答シマス材料ヲ持ッテ居リマセヌカラ、調ベテ御答致シマス

○岡田委員 分科會ニ於テ決定ノ通り、直チニ決定セラレンコトヲ望ミマス

○山下委員 御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下委員長 ソレデハ分科會デ決定シマシタ通り、政府參考送付ト決定致シマシタ

第三分科ノ報告ヲ願ヒマス

○横川委員 第三分科會ノ結果ヲ御報告申上ゲマス、日程第一ヨリ第二ニ至ル議案ハソレノ採擇ニ決シマシタ、日程第二

十一朝鮮ニ於ケル産業組合法ノ改正並百貨店取締法制定ノ件、是ハ分割處理ト致シマシテ、百貨店取締法ニ關スル點ハ採擇、其他ノ點ハ政府ニ參考送付ニ決定致シマシタ、日程第二十二ヨリ第二十五ニ至ルソレゾレノ議案ハ、政府ニ參考送付ニ致スコトニ決定致シマシタ、右報告申上ゲマス

○山下委員長 只今ノ主査ノ報告ノ通り、決定致シテ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下委員長 然ラバ其通り決シマシタ

第四分科主査ノ報告ヲ求メマス

○清家委員 第一ヨリ第二十三マデハ、悉ク採擇ニ決定ヲ致シマシタ、第二十四、伊勢神宮參拜獎勵ノ爲國有鐵道無賃乗車ニ關スル件ハ參考送付ニ決定ヲ致シマシタ、第二十五鐵道共濟組合購買部託送貨物運賃八割引撤廢ノ件ハ、總會ニ付議シテ貰フコトニナリマシタ、右御報告致シマス

○山下委員長 只今ノ主査ノ報告ニテ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下委員長 然ラバ主査ノ報告ノ通り決定致シマシタ

○山下委員長 而シテ二十五、鐵道共濟組合購買部託送貨物運賃八割引撤廢ノ件ヲ議題ニ供シマス

○岡田委員 本件ニ對シテハ鐵道省ニ參考資料ヲ求メテ置キマシタガ、提出ニナリマシタカ

○日淺政府委員 私此會議デ申上ゲレバ宜イ積リデ居リマシタガ、只今御必要ナラバ後デ差上ゲテモ宜ウゴザイマスガ、大體ノ話ヲ申上ゲテ置キタイト思ヒマス、此間御要求ノアリマシタ點ハ、購買部デ扱ッテ居ル品物ノ運賃ガドノ位ニナッテ居ッテ、普通ノ運賃ヲ拂ヘバドノ位ニナルト云フ數字ヲ示セ、斯ウ云フ御話デアッタト思ヒマスガ、

昭和八年二月三日

はハ極ク最近ノ數字ハゴザイマセヌノデ、甚ダ恐縮デゴザイマスガ、昭和二年ノ數字デ申上ゲルト、扱ッテ噸數ガ二十四万四千噸、收入ガ二十二万圓ニナッテ居リマス、全體ノ運賃トスルト一寸百十萬圓バカリニ

ヤルト云フコトデ、運賃ハ別ニ致シマシテモ、物資ヲ安ク配給ガ出來ル、其上ニ運賃ガ安イ爲ニ非常ニ安ク配給ガ出來ルト云フ關係デ、昭和二年頃ニハ職員ノ中ニモ相當其趣旨ヲ履達ヘテ居リマシテ、自分ノ使フ物以外ニ購買デ配給ヲ受ケテ、或ハ親戚或ハ近所ノ者ノ爲ニ此安イ物資ノ配給ヲ受ケテ居ッタト云フヤウナ事實ガ往々アッタノデゴザイマス、又運賃ガ安イト云フ所カラ、非常ニ不經濟ナ輸送ト言ヒマスカ、例ヘバ北海道デ使フ米ヲ九州ノ熊本カラ取ルト云フヤウナ、少シ行キ過ギタ方法ナドモヤッテ居ッタノデアリマス、此當時ニ今申上ゲタヤウニ八十八萬圓バカリノ割引ヲシテ居ルト云フ數字ガ出テ來テ居ルノデアリマスガ、之ヲ調査致シマシテ、其後今申上ゲタヤウナコトヲ取締ルト云フ方針デ、物資ノ購入ナドモ各鐵道局ニ於キマシテ、自分ノ局關係デ出來ル物以外ニ、長距離ノ輸送ヲシナイヤウニスル、又或ル一人ノ人ノ購買組合カラ購入スル物品ノ分量ト言ヒマスカ、金額ヲ或ル程度ニ制限シテ、先程申上ゲタヤウニ他ノ人ノ購買スル物マデ、購買組合デ取ルト云フヤウナコトヲシテハイケナイト云フ風ニ、嚴重ニ取締ッテ居ルノデゴザイマシテ、サウ云フ點カラ見マシテ、昨今ニ於

テハマダ今申上ゲマシタヤウニ、二十万人ノ中ニハサウ云フ人ガ絶無トハ申上ゲラレマセヌガ、非常ニ矯正サレテ來テ居リマス、又今後ト雖モサウ云ッテ取締ニ付テハ、十分嚴重ニ取締ッテ行ク方針デ居ル譯デゴザイマス、唯今ノ運賃ヲ別問題ト致シマシテモ、購買組合ト云フモノガアル以上ハ、他ノ購買組合、消費組合同ジヤウニ、其點ダケデハ、他ノ中小商工業者ト申シマスカ、小賣人ニ影響ヲ與ヘルト云フコトハ、斯ウ云フ制度ノアル上カラ言ッテ、或ル程度已ムヲ得ナイノデヤナイカト云フ風ニモ考ヘラレマス、今申上ゲタヤウナ金額カラ見マスルト、大體鐵道ノ職員ガ一人當リ一年ニ四圓程度ノ割引ヲ受ケテ居ルト云フヤウナ結果ニナッテ居リマス、是ダケ簡單ニ申上ゲマス

テ各職員ノ爲ニ購買、販賣所ヲ設ケテ居ル、其分ダケノ今ノ御話デゴザイマスガ、此割引シテ居ルト云フノハ……

○日淺政府委員 サウデゴザイマス

○岡田委員 個人ガヤッテ居ルノモアルノデスネ

○日淺政府委員 共同購入——是ハサウ澤山ハナイノデゴザイマスガ、私人ト申シマスカ、或ル職員ガ一人デサウ云フコトヲヤッテモハ出來ナイノデアリマスガ、或ル物資ヲ購買組合ヲ通ジナイデ、購買組合デ取ルト同ジヤウナ物、石炭ナラ石炭ヲ數人或ハ十數人ガ一緒ニナッテ、ソレヲ購入スルト云フ場合ニモ割引ヲシテ居ルノデアリマス、ソレハ是ニハ入ッテ居リマセヌガ、其方ノ分量ハ是カラ見マス餘程今ハ少イト言ヒマスカ、極ク僅ドラウト思ヒマス

リニナッテ居ルノデアリマス、此數字カラ最近購買部デ扱ッテ居ル金額、噸數、其他物價指數等カラ推定シテ見ルト、最近ノ數字トシテモ、數量ハ運賃額ト共ニ多少減ッテハ居リマスガ、大シテ減ッテ居ラナイ、組合ノ取扱金額カラ推定スルト、大體六十一萬圓位ノ割引ヲシテ居ルト云フ數字ガ出テ居ルノデアリマスケレドモ、是ハ物價指數ノ關係ヲ計算ニ入レルト、矢張八十八萬圓程度ノ割引ヲシテ居ルト云フヤウナ數字ガ出テ參リマス、一寸序ニ此際申上ゲテ置キタイト思ヒマスガ、此請願ニ出テ居ル御趣旨ニハ、購買組合ノ運賃ノ割引ガ、他ノ商工業者ニ影響ヲ及ボスト云フコトガアルヤウデアリマスガ、是ハ恐ラク今モ絶無トハ申上ゲラレナイノデアリマスガ、以前ニハ運賃ガ廉イト云フ問題モ、其中ニ這入ッテ居リマスケレドモ、普通ノ購買組合、消費組合ト同ジヤウニ中間ニ商人ガ入ッテ居ナイト云フコト、又物資ヲ生産地カラ直接購入シテ

○岡田委員 大體只今局長ノ御説明ニ依リマシテ分リマシタガ、簡單ニ御尋ネシタ方が宜イト思ヒマスカラ、一問一答ニシテ話ヲシタイト思ヒマスガ、宜シウゴザイマスカ

○山下委員長 宜シウゴザイマス

○岡田委員 只今ノ御説明ニ依ッテ、大體局長ノ意思ハ、吾々ノ考ヘテ居ル所モ幾ラカ含ンデ居ルト思フカラ、私共ハソレデ大イニ意ヲ得タ譯デゴザイマスガ、大體ニ於テア、云フ特殊ノ中ニ立籠ッテ居ラル、職員ノ中ニハ、大分勝手ガアリハセヌカト云フコトヲ一般ガ見テ居ル、サウシテ此請願ハ主トシテ中小商工業者ガ、斯ウ云フヤウナ無稅ニシテ、而モ八割引ト云フ大特點デ物

資ヲ方々カラ擧キ集メラレルノデアアルカラ
シテ、其他ノ、假ニ言フト同業ノヤウナ店
舗ハ競争ガ出來ナイ、是デハ立チ行カヌ、
一方ハ無稅デアッテ、吾々ハ重稅ヲ受ケテ居
ルノデアアルト云フヤウナ點デ請願シテ居
ルノデアアリマスカラ、ソレハ商賣人カラ見
テ、自分ノ商賣保護ノ方カラ言フノデアアリ
マスガ、此委員會ガ鐵道當局ニ御伺ヒシタ
イ點ハ、餘リニ職員ノ中ニ此國有鐵道ノ利
用ノ域ヲ超シテ、濫用ニ陷リテ居ル者ガア
リハシナイカ、普通デアレバ何處ノ組合ノ
人ハ何處ノ組合ノ販賣品シカ取レヌモ
ヲ、御説ノヤウナ運賃ノ割引ニ依ッテ、端
カラ端マデ輸送シテ貰フト云フヤウナ弊害
モアル、ソレデ一般社會ノ人ハ薪炭ナドハ
最モ運賃ガ高イノデアアルカラ、品物ガ多少
高クテモ其運賃ノ爲ニ手近ナ物デ間ニ合ハ
セル、所ガ鐵道ノ人達ハ隨分遠方カラ取ッ
テ居ラル、例ガアルヤウデアリマス、ソレ
ハ御話ノ中ニモアッタノデスガ、矢張時ニ
依ルト一家親族友人ノ物マデモ買ッテ、共同
ノ中ニ引張り込ムト云フヤウナ場合モ絶無
デハナイラシイ、ソナコトヲ一般社會ノ
者ガ見テ羨望スルト云フカ、大變之ニ對シ
テ氣ニ掛ケル向ガアルノデアリマス、ソレ
デ此請願ガ出タノデ、此機會ニ十分斯ウ云

フコトヲ御尋シテ、サウシテ出來ルナラバ
弊害ガアッタラ矯正シタ方ガ宜イ、斯ウ云フ
考デアリマス、ソレデ今局長ガ幾許モナカ
ラウト仰シヤルケレドモ、私ノ見聞致シタ
範圍デハ、販賣組合、購買組合ト云フモノ
ハ堂々タルモノデアアルガ、組合以外ニ何カ
個人ノ團體ヲ以テヤッテ居ル、組合ヲ者デ
ヤッテ居ル、是ガ相當ニ利用ガアルヤウニ
思フノデアアリマシテ、其數ハ大變多イヤウ
デアリマス、局長ハ少イヤウニ言ハレマス
ガ、其點ハ如何デアリマスカ
○日淺政府委員 ソレハ統計ニ出テ來マセ
ヌカラ、チョット分リマセヌガ、少イト申上
ゲタノハ、是モ或ル程度ニアルト云フコト
ハ考ヘラレルノデゴザイマスガ、購買組合
デ扱ッテ居ル品物デスネ、サウ云フモノト
比ベテ見レバソレ程ハナイ、ソレ程ト云フ
コトヨリモ、モット遙ニ少ナイト思ッテ居ル
ノデス、是ハ私能ク聽イテ見タノデゴザイ
マスケレドモ、結局何ト言ヒマスカ、或ハ
場所ニ固マッテ居ナイト、會社ナラ會社ミ
タイナ所ニ居リマシテ石炭ヲ取ラウト云フ
トキハ、一度ニ取ッテ、其處ニ一緒ニ持ッテ
來ラレルカラ便利デスガ、住宅ガ散在シテ
居ルト中々サウ云フ譯ニ行キマセヌシ、大
抵普通ノ購買組合デ以テ買ヘルモノデスカ

ラ、極ク季節的ノ物ヤ何カラ、サウ云フ方
法デ取ッテ居ル者ガアルヤウダト云フコト
ヲ聞イテ居ルノデゴザイマス、ソレデ私ノ
方デモ何デモサウ云ッタ所マデヤルコトハ
ドウカト思フ、マア御承知通り、理窟カラ
言ヘバ洵ニ今ノ職員ノ無賃乗車券ノ問題ト
同ジデゴザイマシテ、職務執行上ニ使フ無
賃乗車券ハ別トシテ、家族ニ一年ニ一箇月
間ノ家族乗車券ヲ出スト云フコト、同ジ
ノデゴザイマスケレドモ、一方従業員ノ待
遇關係デ、非常ニ古イ沿革デ來テ居ルノデ
スカラ、中々之ヲ一舉ニドウシヨウト云フ
コトモ面倒ナ問題デゴザイマス、今御話ノ
ヤウナ濫用スルト言ヒマスカ、態々デモア
リマセヌケレドモ、多少物ガ良イト云フコ
トデ、非常ニ遠距離カラ物ヲ取ルト云フヤ
ウナ、親類知己ノ爲ニ購買組合カラ物ヲ取
ルト云フヤウナコトハヤラセナイコトニス
ル、色々取締上方法モヤッテ居ル譯デアリ
マス、唯個人ノ額ヲ決メルト致シマシテモ
中々是モムツカシイノデゴザイマスガ、職
員デアレバ宜イノデスカラ家族ノ中ニ戸主
デナクテモ、例ヘバ子供ガ一人鐵道ニ勤メ
テ居ルト云フコトニナルト、矢張購買カラ
物品ヲ購入出來ルノデアリマス、ソレハ自

分ノモノバカリテナク、マタ家族トシテ家
ニ居ルトスレバ、百姓ナリ商賣ヲシテ居ル人
デ家族ガ十人アル、其中ノ子供ノ一人ガ驛ナ
ラ驛ニ勤メテ居ルト云フヤウナ場合デモ、其
子供ノ名ニ於テ家ノ者ガ使フ薪炭ナリ、米
ナリノ配給ヲ受ケラレルト云フヤウナコト
ニナッテ居リマスカラ、サウ云フ物ハ必シ
モ親類知己トカ、他ノ家族ノ爲ニヤルノデ
ハナイノデスケレドモ、サウ云フ家族ガ多
イ爲ニ非常ニ多額ノ購入ヲスルト云フヤウ
ナコトモアルノデアリマス、一概ニハヘ言
ナイノデスケレドモ、最近ニ於テハ大體給
料ヲ標準ニシマシテ、ソレノ何割以上ハ購買
デ一箇月ニ購入スルコトガ出來ナイト云フ
ヤウナ風ナ制限モシテ居リマスガ、段々は
ガ矯正サレツ、アルシ今後モ十分取締ッテ
行キタイトハ思ッテ居リマス

○岡田委員 近來鐵道ハ鐵道自體ノ獨立會
計ナルガ故ニ、内ヲ守ルト云フ意味ニ於テ
幹部級バカリデナク、一般職員ガ鐵道ヲ我
家トシテ大事ニシテ行カル、風習ガアルヤ
ウデアアルカラ、此點ハ大變結構デアリマス、
ソレト同時ニ成ベク此鐵道ヲ眞ニ國家ノ大
切ナ機關デアルトシテ重キヲナシテ、一ツ職
員諸君ガ濫用ニ互ルヤウナ場合ハ、十分
取締ヲシテ戴カナケレバナラヌト思フノデ

アリマスカ、此必需品ト云フノハ大體何々

ト決テ居リマスカ、生活必需品ト云フ意味
デゴザイマセウカ、鐵道ノ購買ニ於ケルモ

ノハ八割迄ノ運賃割引ヲ受ケルモノデスカ

○日淺政府委員 詰リ購買組合デ扱フ種類
ハ、生活必需品ヲ扱フト云フコトニナッテ
居リマス

○岡田委員 是ハ殆ド全部デスネ

○日淺政府委員 全部ト云フコトデモアリ
マセス

○岡田委員 割合ニ數字ガ私ノ考ヘテ居ル
ヨリモ小サイヤウデスカ、昭和二年ト言ヘ
バ新シイ統計デハナイケレドモ、ソレカラ
殖エテハ居リマセウガ、大體ハソシナモノ
デセウ

○日淺政府委員 ソレデ昭和二年度ニ扱
タ金額ト、昭和六年度ニ扱タ金額ト比較シ
テ見マスト、指數ハ非常ニ下ッテ居リマス、
併シ是ハ物價ガ下ッテ居ル關係カラ物價指
數ヲ元ヘ戻シテ逆算シテ見ルト、昭和六年
ニ於テモ矢張運賃ノ割引額ハ八十万圓程度
ト云フ譯デアリマス、噸數ハ此前昭和二年
ニ調べタ時ノガ今話シタヤウニ二十二万四
千噸……

○岡田委員 總高ハ百万圓内外……

○日淺政府委員 百万圓デスカ、正確ニ言

フト百十万圓ニナルノデス

○岡田委員 サウスルト一人當リ四圓カラ
五圓ニシカナラヌ譯デスカ

○日淺政府委員 是ハ平均シテノ話デアリ
マス、四圓カ五圓ニナル譯デス

○有馬委員 一寸伺ヒマスカ、是ハ斯ウ云
フコトヲ御承知願ヒタイト思ヒマス、如何
ニモ運賃ノ總額カラ言フトサウ大シタコト
ハナイカモ知レマセスカ、中小商店ニ於ケ
ル所ノ一般ノ價格ニ對スル認識、ソレガ隣リ

ノ家デハ鐵道從業員ナルガ故ニ、炭ガ是レ
是レデ買ヘタ、サウスルト其隣リノ買ツテ
居ル炭ガ馬鹿ニ高イ、ソレハ取締カラ考ヘ
ルト暴利ニハ考ヘラレナイガ、非常ニ高イ
ヤウニ考ヘラレテ、ソレガ爲ニ益、中小ノ
商店ガ不信用ヲ來シマシテ、賣行ガ惡イト

云フヤウナコトニナリマス、暴利ニナリマ
セスカラ取締令ニハ違反致シマセスカ、非
常ニ心理狀態ニ影響スルノデアリマス、大
キナモノハドウカ知レマセスカ、寧ロソレ
ダケノ價格ヲ他ノ金デ以テ鐵道從業員ニ特
別手當トシテヤツテモ宜イカラ、斯ウ云フコ
トヲ絕對ニ廢止シナイト、中小商店ト云フモ
ノノ打撃ハ非常ニ夥シイモノト思ヒマス、
大衆ニ對スル氣持ハ恐ロシイ、算盤ヲ以テ
律スルコトハ出來マセスカラ、玆ニ思ヒヲ

十分ニ致サレンコトヲ希望致シマス、若シ

鐵道從業員ヲ優遇スルナラバ、ソレニ對シ
テ運賃ノ價格位ハ別ニヤツテモ宜イカラ、一

般ノ給料ハ給料、買フモノハ何處ノ人モ同
ジヤウナ價格ヲ以テ買入レルト云フ風ニシ
タ方ガ、今日中小商工業者ノ萎靡沈滞シテ

居ルノヲ救済スル意味ニナルドラウト思ヒ
マスカラ、御參考マデニ申上ゲマス

○日淺政府委員 今ノ御話モ御尤デアリマ
スカ、購買組合ガ存在スル以上ハ、普通ノ
商店ヨリハ幾ラカ安クナルト云フコトハ當
然デアリマス、今御話ノヤウニ、ソレ以上
運賃ガ安イ爲ニ、普通ノ商店デ買フトハ
非常ニ開キガアルト云フコトガ分レバ、今
御話ノヤウナ點モ十分アルト思ヒマス、是ハ
從來カラモ各方面カラ斯ウ云フ御話ガアッ

タヤウデアリマス、サウ云ツタ意味デ取締ヲ
シテ行クニモ嚴重ニヤツテ行クト云フ方針
デヤツテ居ル譯デアリマス

○立川委員 運賃ハ百万圓位デアリマシテ

モ、商品ノ總額ハ……

和二年ニ調査シタ時ニハ三千百九十万圓、

約三千二百萬圓バカリデス、

○坂東幸太郎君 今有馬君其他ノ諸君ガ申
サレタヤウニ、運賃ノ額ノ大小ヨリモ中
小商工業者ガ困ル結果ニナリマスカラ、

鐵道省ヲ怨ンデ居ル、鐵道從業員ヲ優遇
スルト云フコトハ賛成デアルガ、優遇ハ
別ノ方法デヤラレテ、斯ウ云フモノハナ
イ方ガ宜カラウト云フコトヲ、商工會議

所デモ屢、決議シテ、鐵道省ヤ商工省ニ陳
情シテ居ッタノデアリマス、此請願モ旭川商
工會議所カラノ請願デアル、斯ウ云フコト
ハ鐵道省ニ於テモ十分御考慮ヲ願ヒタイ、
優遇ハ別ニ反對シマセスカ、優遇ノ方法ハ
別ニアルドラウト思ヒマス

○松尾委員 鐵道當局ノ方ニ一寸御意見ヲ
御伺シタイノデアリマスカ、今問題ニナッテ
居リマス從業員ノ運賃ノ問題デアリマスガ、
ソレト同時ニ鐵道從業員ガ無賃デ乗車スル
場合ニ、隨分是等ニ付テハ一般ノ乘客ニ對
シテ不快ナ感ヲ與ヘテ、非難ガ起ルト云フ
ヤウナコトヲ新聞紙上デ見テ居リマスカ、
之ニ付テ鐵道當局デハ何か相當ニ取締ト申
シマスカ、何か方法ヲ考ヘテ居ラレルカド
ウカ、是ナドモ思想的ニ考ヘテモドウモ面
白クナイヤウナコトヲ往々吾々ハ耳ニスル

ノデアリマス、ソレトモウツハ、石炭ノ運賃ノ値下問題ニ付テ、從來請願トカ、或ハ建議案ナドガ本院ヲ通過シテ居リマスガ、鐵道省ニ付テ其後ノ情勢ヲ聞ケバ、何カ此運賃ノ問題ニ付テ特ニ審議機關ヲ拵ヘテ、調査ヲスルト云フヤウナ方法ガアルト云フコトヲ聞キマシタガ、ドノ程度マデソレガ運シデ居リマスカ、此機會ニ御伺致シタイト思ヒマス

○日淺政府委員 無賃乗車證ノ問題ハ中々不心得ナ者ガ居リマス爲ニ、往々問題ヲ起スノデアリマス、是ハ色々公務上デ旅行スル場合モアリマスシ、又待遇的ノ意味デ旅行スル場合モアルノデゴザイマスガ、旅客ニ迷惑ヲ掛ケナイヤウニト云フコトハ始終注意ヲシテ取締リテ居ル譯デアリマス、又今後ト雖モ是ハ十分取締リテ行ク積リデ居リマスガ、場合ニ依ッテハ或ハ心得違ヒノ者ガアツテ、御迷惑ヲ掛ケルヤウナコトガアルコトハ大變恐縮シテ居リマス、一層此點ニ付テハ取締リテ行ク積リデ居リマス、ソレカラ運賃ノ問題デゴザイマスガ、是ハ此際ニ簡單ニ申上ゲテ見マス、結局私共トシマシテモ鐵道ノ貨物ノ運賃ト云フモノヲ、或ル程度マデ下ゲルコトガ宜イノデヤナイカト云フコトハ、十分考ヘ

ラレルノデゴザイマスガ、併シ一方

ニ於テ、又例ヘバ此國有鐵道ガ特別會計ニナツテ居リマスル關係デ、其財政狀態ヲ見マスト、是ハ豫算ノ方ニモ出テ居リマスガ、毎年減收ニ減收ヲ重ネマシテ、昨今ノ如キハ前年度ニ對シテ稍、増收ヲ見テ居リマスガ、増收ヲ見ルド云フ一面ニ於テ、材料其他ノ物價騰貴ト云フヤウナモノガ加ハリマシテ、來年度ノ豫算ノ如キモ、收入ニ付テハ昨今ノ情勢カラ見テ大體幾分ノ増收ヲ見込シデアリマスケレドモ、其見込シデ居ル増收額ヨリモ物價騰貴ニ依リ支出サレル材料費、其他ノ方ガ多イノデゴザイマスカラ、殘ル益金ト言ヒマスカ、改良費ニ用ユル益金ノ如キハ、今年度ヨリモ來年度ノ方ガ收入ガ相當多クナルニ拘ラズ、少イト云フヤウナ狀態ニナツテ居リマス、ソレ等ノ點カラ考ヘマシテ、殊ニ今御話ノ石炭ナドハ一般工業的ノ原動力デアリ、考ヘ方ニ依リマス、最モ運賃値下ノ必要ガアルト考ヘラレルト同時ニ、鐵道財政ノ立場カラ申シマス、是ガ又運賃ノ中ニ於テノ大關デアリマス、之ヲ例ヘバ一噸ニ付テ極ク僅カ下ゲルト云フコトハ、收入ノ上カラ見マス、何百万圓、何千万圓ト云フ減收ヲ來スト云フ狀態デアルノデアリマスカラ、中々是ハ

急速ニ値下ヲ實行スルト云フ譯ニモイカナ

イノデアリマス、併シ一方ニ又モ考ヘ方デアリマスガ、社會政策的ノ意味ト云フコトデ從來實行シテ居ルノデアリマスケレドモ、旅客ノ定期乘車券ノ如キハ八割以上ノ割引ニナツタ乘車券ガアルノデアリマス、例ヘバ此目前鐵道ノ購買組合ノ運賃ノ割引デ、八割ナンテ引クト云フ筈ハナイト云フ御話モ分科會デアッタノデアリマスガ、現ニ旅客運賃ノ職工定期券ノ如キハ八割二分割引サレテ居ル乘車券ガアルノデアリマス、サウ云ツタヤウナモノモ、或ル程度マデ整理ヲシテ、其代リニ一方デ下グベキモノヲ下ゲテ行クト云フヤウニデモスレバ兎モ角デアリマスガ、此定期券ノ如キハ御承知ノ通り大正八年ノ非常ニ好景氣ノ時分ニ、貨物モ旅客モ普通ノ運賃ハ鐵道ノ經費ヲ償フ爲ニ、最小限度デハアツタケレドモ、五割バカリ上ゲタノデアリマス、其當時御承知デモアリマセウガ、物價高ノ爲ニ非常ニ家賃ガ高クナツタ所カラ、勤人ナドハ皆市内カラ郊外ヘ郊外ヘト出テ行ツタ時代デアリマシテ、其時ニ定期券ト云フモノデ非常ニ安ク行ケル、サウ云フコトヲ考慮ニ入レテ郊外ニ移ッテ行ツタノデアリマスガ、ソレヲ今上ゲラレテハ困ルト云フ聲モ非常ニ多クッタノデア

リマシテ、其關係カラ普通ノ運賃ガ上ツタ

ニ拘ラズ、定期券ハ其儘ニシテアツタノデアリマス、其爲ニ今申上ゲタヤウナ八割何歩、七割何歩ト云フ割引ノ率ガ出テ來ル結果ニナツタノデアリマス、ソシテ意味カラ全體トシテノ運賃ヲ公平ニ第三者トシテ考ヘテ戴イテ、御意見ヲ聞イテ研究スルコトガドウデアラウカト云フコトデハ今御尋ニナリマシタ運賃ノ審査委員會ト申シマスカ、サウ云フモノヲ設ケテ之ニ研究ヲシテ戴イタラ宜カラウト云フヤウニ、鐵道トシテモ其準備ヲ進メテ居ルノデアリマス、是ハ御承知ノ通り有形的ノモノニスルニハ、矢張一種ノ官制ニ依ッテ定メタモノデナケレバйкаスト云フ建前デ、法制局ノ關係デアルトカ、色々他ノ方面ニモ關係ガアルヤウデアリマスカラ、マダ此手續ハ完了シテ居ナイ、サウ云フヤウナ狀態ニ今アルノデアリマス

○手代木委員 之ニ關聯シテ參考ニ伺ヒタイノデスガ、此鐵道共濟組合類似ノ、他ノ官省ニ於ケル共濟組合ガアリマスガ、サウ云フモノ、託送品——ト言ウテハ語弊ガアルカモ知レマセウガ、サウ云フ所カラノ貨物ニハ矢張割引ノ恩典ガアルノデスカ

○日淺政府委員 アリマセウ

○清家委員 運賃割引ヲスルト云フコトニ

付キマシテハ、是ハ従業員ノ問題デアリマシテ、之ヲ優遇シタルノハ當然ノコトデ、其額ノ多過ギルトカ少ナ過ギルト云フコトハ別問題デアリマスガ、一般商品ニ對スル割引モ序ニ申上ゲテ置キタイと思フノハ、如何ナル商品モ同一種類ノモノハ各々競争場裡ニ立ッテ居ルノデアリマス、然ルニ甲ノ運賃ハ割引ヲシ、乙ノ運賃ハ多少割引ガアッテモ大變少イト云フコトガ現ニ澤山アルノデアリマス、ソレハ鐵道省ノ運賃政策上カラ來テ居ル點モアリマスガ、其點ハ公平ニヤッテ貰ヒタイ、是ハ折角局長ガ御出デニナッテ居リマスカラ、序ニ私ノ希望ヲ申上ゲテ置クノデアリマス、何レ又御話申上ゲルコトモアリマス

○岡田委員 本請願ハ事一地方カラ出テ居ルノデアリマスガ、我國カラ申シマスルト津々浦々マデ關係ノアル重大ナ問題デ、殊ニ一部見ヤウニ依ッテハ社會政策ニモ關係ヲ持ツコトデアリマスカラシテ、何卒鐵道當局ニ於カレマシテモ、十分ニ此請願ノ趣旨ヲ御酌取リニナリマシテ、御考慮ガ願ヒタイと思ヒマス、尙ホ伺ヒタイ事ハ澤山アリマスルケレドモ、時間モ移リマシタコトデアリマスカラ、採擇トシテ決定シタイと思ヒマス

○松尾委員 政府委員ニ一寸御伺ヒ致シマスガ、今ノ審議機關ハ何時頃御決定サレル豫定デスカ

○日淺政府委員 私今一寸其點マデノ御質問ガアルト云フコトヲ豫期シナイモノデスカラ、ハッキリシタ事ヲ聞イテ居リマセヌ、今何時カラ施行サレルカト云フコトノ御答ハ一寸申上ゲ兼ねマス

○山下委員長 岡田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○山下委員長 ソレデハ採擇スルコトニ決定致シマシタ、今日ハ長時間ニ亙ッテ御苦勞様デアリマシタ、是ニテ散會致シマス
午後零時五十一分散會